

「学生応援募金」のご案内

学生の諸活動を支援する「中央大学学生応援募金」を募集しております。この募金は大学全般に対する支援のみならず、学生の文化、体育などの諸活動に対する支援を直接行うことができます。皆さまが応援する運動部等に寄付することも可能です。皆さまのご支援を心よりお願い申し上げます。

募金対象計画

- A. 学士課程教育の質の向上 — 学修効果を高めるための教育体制の充実 —
- B. 大学院教育の実質化・高度化と質的向上
- C. 国際化の促進
- D. キャリア教育の推進
- E. 学修支援の更なる充実
- F. 資格取得支援の強化
- G. 学術・文化・スポーツ振興

※ A、B、F、Gについては、学部、研究科、資格・公務員試験、学友会所属各部会等を個別に指定することができます。振込用紙でご指示ください。詳細は「学生応援募金」寄付対象事業一覧をご覧ください。

募金趣意書の請求、お問い合わせ先

募金推進事務局

Tel. 042-674-2442

Fax. 042-674-2435

E-Mail bokin@tamajs.chuo-u.ac.jp

「学生応援募金」の概要

募金目的：中央大学の教育研究事業に要する資金調達のため

募金方法：学員、学生父母、本学役員、教職員、篤志家および法人に趣意書を配付し、賛同者から寄付を募ります。

募金目標額：1億円

寄付金額：個人：一口1万円、ただし、金額にかかわらずありがたくお受けいたします。団体、法人：口数、金額はとくに定めません。

本学に対する2,000円を超えるご寄付は税制上の優遇措置が受けられます。

所得税（寄付を行った年の所得税から控除）

確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けられます。税額控除制度と所得控除制度のうち、寄付者がどちらか有利な方を選択できます。税額控除では寄付金の約40%が所得税額から控除されて（ただし、所得税額の25%が限度）、一般的には、所得控除より減税効果が大きくなります。

例）課税所得500万円の方が、年間合計5万円の寄付をした場合

税額控除	課税所得額に関係なく、40%が適用されます。
寄付金合計額（注1） (50,000円 - 2,000円) × 40% = 19,200円	
所得控除	課税所得額によって、5~45%が適用されます。
寄付金合計額（注1） (50,000円 - 2,000円) × 20% = 9,600円	

（注1）年間総所得金額等の40%が上限です。

寄付金控除の目安（ご参考）

課税所得額	10,000		50,000		100,000		150,000		200,000		300,000	
	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
3,000,000	3,200	800	19,200	4,800	39,200	9,800	50,625	14,800	50,625	19,800	50,625	29,800
4,000,000	3,200	1,600	19,200	9,600	39,200	19,600	59,200	29,600	79,200	39,600	93,125	59,600
6,000,000	3,200	1,600	19,200	9,600	39,200	19,600	59,200	29,600	79,200	39,600	119,200	59,600
8,000,000	3,200	1,840	19,200	11,040	39,200	22,540	59,200	34,040	79,200	45,540	119,200	68,540
10,000,000	3,200	2,640	19,200	15,840	39,200	32,340	59,200	48,840	79,200	65,340	119,200	98,340

単位（円）

住民税（寄付を行った翌年の住民税から控除）

お住まいの自治体によっては、確定申告の際に合わせて申告することにより、住民税からも最大10%の寄付金控除を受けることができます。詳細につきましては、お住まいの都道府県、市区町村にご確認ください。なお、東京都、小金井市、狛江市、武蔵野市、八王子市からは、寄付金控除の対象に指定されております。

寄付金合計額（注2） - 2,000円 × 控除率 = 寄付金控除額

（注2）年間総所得金額等の30%が上限です。

都道府県のみは4%、市区町村のみは6%、両方の指定は10%